豊田市私立保育所施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定により豊田市内に設置し、又は設置しようとする私立保育所の施設整備に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、私立保育所の施設を整備することにより、施設の安全確保及び保 育環境の向上を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、豊田市内において私立保 育所を設置し、又は設置しようとする社会福祉法人又は学校法人とする。

(補助対象経費等)

- 第4条 補助金の交付対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。
- 2 補助金の額は、次の各号により算出した額の4分の3以内で、予算の範囲内とする。
- (1) 創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備 別表により算出した額
- (2)修繕・設備整備等及び借入金返済 別表により算出した額から寄付金その他の収入 額を控除した額

(端数処理)

第5条 補助金の額の決定に当たっては、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、 これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(私立保育所の設置を目的とした社会福祉法人 又は学校法人を設立しようとする者を含む。以下同じ。)は、当該補助事業を実施する前 年度の市長が定める日までに、豊田市私立保育所施設整備費補助金協議書(様式第1号) を提出しなければならない。ただし、入所児童の安全確保のため緊急的に必要と認めら れるもの又は待機児童対策のため必要と認められるものについては、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、借入金返済事業は、返済2年目以降に対する補助に係る事 前協議については必要としない。

(補助金額の内示)

第7条 市長は、前条の協議書を受理し補助金の交付を適当と認めたときは、豊田市私立 保育所施設整備費補助金内示額通知書(様式第2号)により、補助事業者に補助金の内 示額を通知するものとする。 (交付の申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助事業に係る入札後着手前までに、 豊田市私立保育所施設整備費補助金交付申請書(様式第3号)に関係書類を添えて提出 しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、借入金返済事業は、当該補助事業を実施する年度の市長が指定する日までに提出しなければならない。

(交付の決定通知)

第9条 市長は、前条の規定により交付申請があり、その内容を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、豊田市私立保育所施設整備費補助金交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第10条 この補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
 - (1)補助事業の内容のうち、建物等の用途を変更する場合及び補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
 - (2)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合 には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3)補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないで当該補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
 - (4)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
 - (5)補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は豊田市私立保育所施設整備費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書(様式第9号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月30日までに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を

行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る 仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市長に返還しなければならない。

- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の 全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (7)市長は補助金交付の目的を達成するために必要と認めたときは、(1)から(6)に 掲げる条件のほかに条件を付することができる。

(交付の除外要件)

- 第11条 第9条の規定にかかわらず、市長は、第8条の規定により補助金の交付の申請 をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。
 - (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては 非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の 役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は 営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関す る法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴 力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規 定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景 として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められ るとき。
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は 運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が 経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(計画変更)

- 第12条 補助事業者が、補助事業の内容を変更(廃止及び中止を含む。)しようとすると きは、市長に豊田市私立保育所施設整備費補助金計画変更承認申請書(様式第5号)に 関係書類を添えて提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適切と認め たときは、第9条第1項による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第13条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、 豊田市私立保育所施設整備費補助金変更決定通知書(様式第6号)により、補助事業者 に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了(廃止及び中止を含む。)したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、豊田市私立保育所施設整備費補助金実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

- 第15条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市私立保育所施設整備費補助金確定通知書 (様式第8号)により通知するものとする。
- 2 市長が特に必要と認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払 することができる。
- 3 補助事業が完了した場合において、当該補助事業の実施に要した経費の実績額(以下「実績額」という。)が補助金交付決定額に満たなかったときは、補助金の額は実績額の範囲内とする。

(検査等)

第16条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して、補助事業に関し必要な検査をすることができる。

(関係書類の整理保存)

第17条 補助事業者は、補助金に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を補助 事業の完了の翌年度から5年間整理保存しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第18条 市長は、補助事業者が規則若しくはこの要綱の規定、補助金の交付の決定に付した条件、又は市長の指示に違反したときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(複数年度事業の特例)

2 やむを得ない事情により補助事業が複数年度に及ぶ場合における第8条の規定による2か年度目以降の交付の申請の適用については、「入札後着手前」とあるのを「4月1日」と読み替えるものとする。ただし、第4条第2項第1号に規定する創設にかかる補助事業に限る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(保育業務支援システム導入経費に係る特例)

- 2 第4条の規定にかかわらず、保育業務支援システム導入経費(国要綱「保育所等の業務効率化推進事業実施要綱」3(1)に規定する事業の内容を満たすものに限る。)を、 補助金の交付対象とする。
- 3 保育業務支援システム導入経費の補助金の額は、国要綱「平成28年度(平成27年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等における業務効率化推進事業及び保育士修学資金貸付等事業分)交付要綱」別表により算出した額の10分の10以内で、予算の範囲内とする。
- 4 保育業務支援システム導入経費の補助金の交付を受けようとする者は、第6条の規定 にかかわらず、当該補助事業を実施する年度の10月末日までに、豊田市私立保育所施 設整備費補助金協議書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 5 前3項の規定は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附目

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。 (保育業務支援システム導入経費に係る特例)
- 2 第4条の規定にかかわらず、保育業務支援システム導入経費(国要綱「保育所等業務 効率化推進事業(保育所等における ICT 化推進等事業)(令和3年度補正予算分)実施 要綱」3(1)(2)に規定する事業の内容を満たすものに限る。)を、補助金の交付対 象とする。
- 3 保育業務支援システム導入経費の補助金の額は、国要綱「令和4年度(令和3年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業等(令和3年度補正予算分)分)交付要綱」別表により算出した額の4分の3以内で、予算の範囲内とする。
- 4 保育業務支援システム導入経費の補助金の交付を受けようとする者は、第6条の規定 にかかわらず、当該補助事業を実施する年度の11月末日までに、豊田市私立保育所施

設整備費補助金協議書(様式第1号)を提出しなければならない。

- 5 前3項の規定は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。 (施行期日)
- 1 この要綱は、令和6年2月1日から施行し、令和5年9月1日から適用する。 (施行期日)
- 1 この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和5年8月22日から適用する。

別表(第4条、第5条関係)

が投入がする。おり未送が		
事業区分	補助基準額	補助対象経費
事業区分 創設、増築、増改築、 改築及び老朽民間児童 福祉施設整備	(ア) 各年度における国要綱「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表2-2で定める基準により算出した基準額をそれぞれ合計した額を交付基礎額とする。 (イ) 別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表2-2で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していず	無助対家経費 各年度における国要綱「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表2-2に規定する経費
	れか少ない方の額の合計に2分の1を乗じた額 (選定額)を算出する。 (ウ)(ア)により算出した額と(イ)により算出し た額を比較していずれか少ない方の額の合計に2 を乗じた額を交付基準額とする。	
修繕・設備整備等	工事費又は工事請負費等の額	(1) 1件50万円以上の修繕等に要する経費 (2) 園児の安全又は良好な保育環境の確保と、市立こ ども園との格差是正を図るために市長が必要と 認めた修繕、設備整備等に要する経費
借入金返済	借入金の返済金の額	施設整備に係る借入金の当該年度の返済金
備者 1 建築面積は、建築基準法施行令第2条第4項に規定する延べ面積とする。		

| 備考 1 建築面積は、建築基準法施行令第2条第4項に規定する延べ面積とする。